

VI その他の事業

1. 経済的支援・各種助成等事業

(1) 一般不妊治療費助成金交付事業

目的 一般不妊治療を受けている夫婦の経済的な負担軽減を図り、少子化対策の推進に寄与する。

対象 以下のア～エのすべてに該当する方

ア. 助成を受けようとする治療を受けた日から申請日までの期間を通して、夫婦のいずれか一方または両方が檀原市民（檀原市に住民票がある）

イ. 檀原市の住民基本台帳に登録されている夫婦（婚姻の届け出をしていないが事実上同様の関係にある者を含む）であること

ウ. 夫婦の両方が医療保険各法による被保険者、組合員または被扶養者である

エ. 夫婦の両方が市税を滞納していない

実施期間 助成金の対象の一般不妊治療が最初に行われた年度から起算して5年度^{※1}

実施状況 (延人数)

年度	前年度治療分	当年度治療分	申請数合計
R3	76	※2 66	142
R4	98	31	129
R5	104	40	144
R6	95	40	135
R7	85	※3 81	166

※1 令和7年度申請より、最初に申請された年度から起算して5年度に変更。

※2 令和3年度治療分より、所得制限の撤廃、事実婚関係にある夫婦も対象として含むことになった。

※3 令和7年度申請より、申請対象となる治療期間を年度単位から年単位に変更。

(2) 不育治療費助成金交付事業

目的 不育治療を受けている夫婦の経済的な負担軽減を図り、少子化対策の推進に寄与する。

対象 上記、一般不妊治療費助成金交付事業と同様の条件

実施期間 助成金の対象の不育治療が最初に行われた年度から起算して5年度^{※1}

実施状況 (延人数)

年度	前年度治療分	当年度治療分	申請数合計
R3	1	※2 1	2
R4	4	0	4
R5	3	1	4
R6	3	2	5
R7	4	※3 4	8

※1 令和7年度申請より、最初に申請された年度から起算して5年度に変更。

※2 令和3年度治療分より、所得制限の撤廃、事実婚関係にある夫婦も対象として含むことになった。

※3 令和7年度申請より、申請対象となる治療期間を年度単位から年単位に変更。

(3) 生殖補助医療費等助成金交付事業

目的 生殖補助医療を受けている夫婦の経済的な負担軽減を図り、少子化対策の推進に寄与する。

対象 以下のア～エのすべてに該当する方

ア. 助成を受けようとする治療期間の開始日から申請日までの期間を通して、夫婦のいずれか一方または両方が檀原市民（檀原市に住民票がある）

イ. 檀原市の住民基本台帳に登録されている夫婦（婚姻の届け出をしていないが事実上同様の関係にある者を含む）であること

ウ. 夫婦の両方が医療保険各法による被保険者、組合員または被扶養者である

エ. 夫婦の両方が市税を滞納していない

実施期間 最初に申請された年度から起算して5年度

実施状況 (延人数)

年度	申請数
R7	50

(4) 妊娠判定受診料補助

目的 経済的負担による産科未受診を防止し、妊婦健診未受診妊婦の解消に繋げる。

対象 当該年度の市民税が非課税である世帯または生活保護受給世帯に属する女性

実施回数 1年度につき2回まで

実施状況 (延人数)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
件数	2	1	1	0	2

(5) 多胎妊婦健康診査費用助成

目的 妊婦健康診査の受診回数が通常より多く実施される場合がある多胎妊婦への経済的支援を行い、負担の軽減を図る。

対象 多胎妊婦で、妊婦健康診査補助券綴りの基本券（14回分）を使い終わった方

実施回数 妊婦1人につき受診（健診）5回分まで

助成金額 1回の受診（健診）につき上限5,000円

実施状況 (人)

年度	R4	R5	R6	R7
申請者数	0	2	1	1

(参考) 妊娠届出時の多胎妊婦件数：令和5年度9人、令和6年度10人、令和7年度16人

(6) 新生児聴覚検査費用助成

目的 聴覚検査の普及啓発、新生児の聴覚障がい早期発見及び早期支援。

対象 当該聴覚検査を受けた新生児の保護者であり、検査日に新生児が檀原市民である者

実施回数 自動ABRまたはOAEによる検査のいずれか初回1回分

助成金額 自動ABR：上限4,000円

OAE：上限1,500円

実施状況 (人)

年度		R5			R6			R7		
		県内	県外	合計	県内	県外	合計	県内	県外	合計
申請者数		497	80	577	616	38	654	622	32	654
検査内訳	ABR	473	71	544	603	35	638	620	29	649
	OAE	24	9	33	13	3	16	2	3	5

(7) 妊婦のための支援給付金（令和6年度までの出産・子育て応援給付金から移行）

目的 妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠届出時から面談等により出産・子育てに必要な切れ目のない支援につなぐ「伴走型相談支援」と経済的な負担軽減を図る「経済的支援」を一体的に実施。

対象 出産応援給付金：妊娠届出時に面談を受けられた妊婦（他市町村で同様の支給を受けていない方、申請は妊娠中のみ可）
子育て応援給付金：新生児訪問等の訪問時の面談を受けられた児の養育者（他市町村で同様の支給を受けていない方、申請は出生後4か月まで（やむを得ない事情により出生後4か月までに申請ができなかった場合は規定に準ずる））

妊婦支援給付金（妊婦・胎児分）：妊婦（他市町村で同様の支給を受けていない方）（令和7年度より）

実施期間 通年

給付金額 妊婦支援給付金（妊婦分）・出産応援給付金：妊婦1人につき5万円

子育て応援給付金：児1人につき5万円

妊婦支援給付金（胎児分）：胎児1人につき5万円

実施状況 (人)

年度	申請者数	
	出産応援給付金	子育て応援給付金
※1 R4	347	253
R5	1,544	1,092
R6	783	750
※2 R7	35	137

※1 令和4年度は2月から事業は開始しているが、遡及支給対象者として、令和4年4月1日以降に妊娠の届出をした妊婦と令和4年4月1日以降に出生した児の養育者に支給

※2 令和7年3月31日までに妊娠の届出をした方および出産した方に令和7年4月1日以降支給

年度	妊婦支援給付金 申請者数	
	妊婦分	胎児分
R7	784	624

(8) 骨髄移植ドナー支援事業

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業で、骨髄や末梢血幹細胞を提供した者（ドナー）及びドナーを雇用している市内の事業所に助成することにより、金銭的な負担を軽減し、骨髄等の移植を推進する。

年度 区分		R3	R4	R5	R6	R7
ドナー本人	補助人数（人）	1	2	0	1	1
	補助金額（千円）	140	280	0	140	140
ドナーを雇用する 市内の事業所	補助件数（件）	0	0	0	0	0
	補助金額（千円）	0	0	0	0	0
補助人数・件数 計		1	2	0	1	1
補助金額（千円） 計		140	280	0	140	140

(9) がん患者ウィッグ及び乳房補正具購入費の助成事業

がんの治療に伴う外見の変化を受けて、医療用ウィッグ又は乳房補正具を使用するがん患者さんへ補正具の購入費用の一部を助成することにより経済的負担を軽減する。

年度 区分		R5	R6	R7
ウィッグ	補助人数（人）	32	44	52
	補助金額（千円）	640	874.6	977.6
乳房補正具	補助件数（件）	5	10	7
	補助金額（千円）	95	197.5	95.1
補助人数・件数 計		37	54	59
補助金額（千円） 計		735	1,072.1	1,072.7

2. 自殺対策

目的 「自殺対策基本法」では自殺総合対策大綱（以下、大綱）および地域の実情を勘案しつつ、地域自殺対策計画を策定することとされている。

檀原市では、令和2年に檀原市自殺対策計画を策定、5年後の令和7年3月には檀原市自殺対策計画後期計画を策定し、自殺予防対策に取り組む。

実施期間 通年

対象 全年齢

実施状況

1) 会議の開催

自殺対策連絡協議会 1回/年

自殺対策庁内連絡会 2回/年

2) 相談窓口一覧のチラシ作成

年度初めに関係機関に配布 1,200枚作成

3) こころの体温計

相談窓口一覧、檀原市ホームページに掲載 (件)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
アクセス数累計	12,804	17,588	16,874	16,013	11,841
うち 檀原市民		12,018	11,147	10,730	8,001

4) ゲートキーパー研修 (人)

年度	R5	R6	R7
職員研修	428	551	※ 786
関係団体向け研修	31	45	62
民生児童委員10地区	実施なし	232	232

※R7のみ、従来のeラーニング研修に加えて、新規採用職員への研修（対面）を実施

5) 市民への情報の周知について

【パネル、ポスターの掲示】

- ・差別をなくす強調月間（7月）
- ・自殺予防週間（9月10日～9月16日）
- ・自殺予防月間（3月）

【広報等への掲載】

- ・檀原市自殺対策計画後期計画にて新たに追加された施策「自殺未遂者等への支援の充実」「自死遺族等への支援の充実」に関する市ホームページを新たに作成し公開。
- ・市立保育所、市立小中学校保護者向けアプリにて、情報の配信
- ・市公式LINEや市広報にて、情報の発信

6) 橿原市の現状

本市の過去5年間の自殺者数の合計は88人だった。内訳は男性53人、女性35人であり、男性の自殺者は女性に比べ多くなっている。

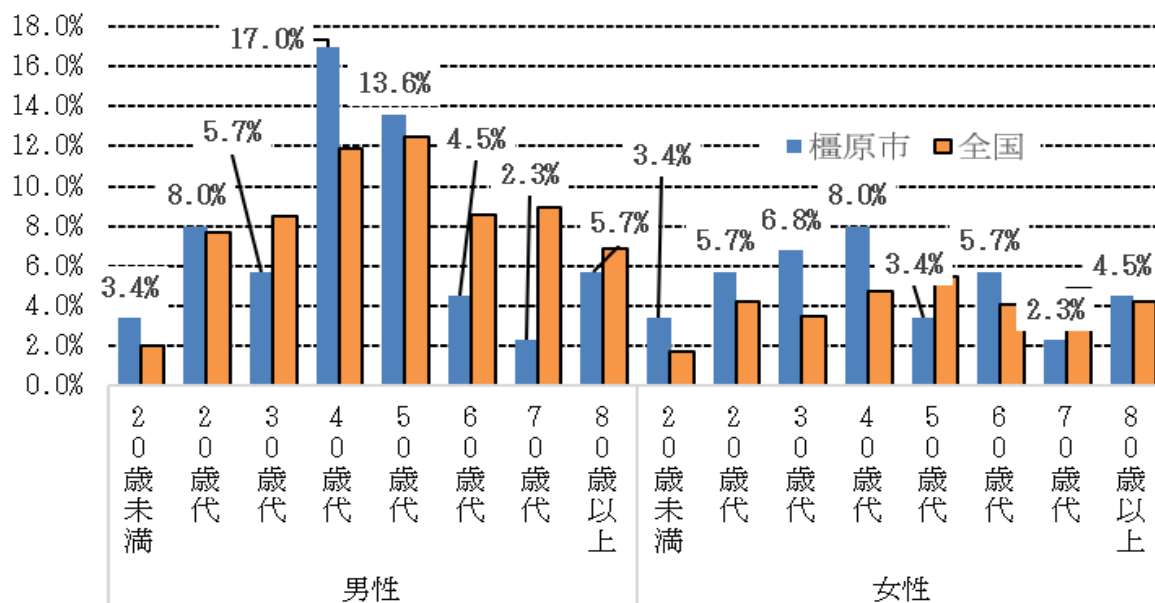
20歳未満の自殺者割合、平均自殺死亡率（人口10万対）は男女ともに全国と比較して高い。

20歳以上で、男性は40代、女性は50代と70代以外のすべての年代で自殺者割合、平均自殺死亡率（人口10万対）ともに全国と比較して高い。

子ども、子育て期世代の女性や働き世代の男性への支援が求められている。

性・年代別の自殺者割合及び平均自殺死亡率 令和2年～令和6年(人口10万対)

性・年代別の自殺者割合



性・年代別の平均自殺死亡率（人口10万対）

